

全国健康福祉祭開催要綱

昭和 62 年 10 月 17 日 厚生省発政第 22 号
各都道府県知事・指定都市市長あて
厚生大臣官房長（全国健康福祉祭推進委員長）通知

1 目 的

全国健康福祉祭（以下「祭典」という。）は、健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的とする。

2 主催等

- (1) 祭典の主催者は、厚生省、各開催地都道府県及び（財）長寿社会開発センター（以下「長寿センター」という。）とし、催しの内容によっては各会場地市町村を含めることができる。
- (2) 必要に応じ、関係省庁、関係団体、民間企業等の後援又は協賛を求める。

3 都道府県実行委員会

- (1) 開催地都道府県は、祭典に必要な企画を行い、及びこれを実施するため、実行委員会を組織する。
- (2) 実行委員会の組織及び運営については、開催地都道府県が定める。

4 開催地

開催地は、開催を希望する都道府県のうちから厚生労働大臣が決定する。

5 開催期間

祭典の開催期間は、原則として 1 週間以内とする。但し、開催地の会場確保等の事情からこれによることが困難な場合には、弾力的に運用することは、差し支えない。

6 参加者

祭典の主たる参加者は、60 歳以上の者とする。
但し、世代交流等にも積極的に配慮するものとする。

7 事業の内容等

- (1) 祭典の事業は、主催者が実施する主催事業及び関係団体、民間企業等が実施する協賛事業とする。
- (2) 祭典の事業は、健康関連イベント、福祉・生きがい関連イベント及び健康・福祉・生きがい共通イベントにより構成するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

① 健康関連イベント

ア 高齢者を対象とする高齢者健康スポーツ祭を行う。

(ア) 種目の選定、運営方法等の面で、競技性の強い種目や瞬発力を要するものはできるだけ避けること。

(イ) 勝敗や優劣より、高齢者が幅広く参加できることや楽しさに重点を置くこと。

(り) 高齢者の身体的状況を十分勘案すること等の面に配慮を行うとともに、高齢者の健康の保持・増進に資するスポーツの紹介等に努めるものとする。

また、実施種目は、概ね開催1年前までに決定することとする。

イ 健康度チェック（血圧、脈拍、体力測定等）及び健康相談コーナーを設ける。

この場合、主たる参加者が高齢者であることにかんがみ、高齢者健康スポーツ祭実施時における参加者の健康管理への配慮とともに、スポーツと健康増進、各種運動と医学上の注意点等についての啓発も兼ねるように配慮するものとする。

ウ 食品・栄養に関する催しを行う。

② 福祉・生きがい関連イベント

ア 高齢者作品展を行う。

この場合、高齢者の長年にわたる知恵や経験を積極的に引き出し、広めていけるよう配慮するものとする。

イ 上記のほか、高齢者の社会参加、生きがいの高揚を図るための催しを積極的に行う。

この場合、高齢者がそれぞれの身体的・社会的条件に応じ、積極的に社会参加し、生きがいを高めていけるようにするための環境づくりに資するよう、各種行政施策・民間サービスの紹介、世代間及び地域間の交流等の面に配慮するものとする。

③ 健康、福祉・生きがい共通イベント

ア 健康、福祉・生きがいをテーマとするシンポジウムを行う。

なお、健康及び福祉・生きがいをテーマとする学会を併せて行うことが望ましい。

イ 健康及び福祉・生きがいをテーマとする各種展示を行う。

ウ 健康福祉機器展を行う。

この場合、高齢者の利用に資する優良な各種機器の展示、最新の技術・情報の紹介等に配慮するものとする。

8 祭典の標章

(1) 祭典のイメージの形成・定着を図るため標章を定める。

(2) 標章の使用に関しては、別に定めるところによる。

9 参加者の募集・選定

(1) 厚生労働省及び開催地都道府県は協議のうえ、各都道府県・指定都市ごとの参加者数の目安を決定し、通知する。

(2) 各都道府県・指定都市は、上記(1)の参加者数の目安を勘案し、参加者の募集・選定を行い、開催地都道府県に通知する。

10 参加料等

祭典の運営経費に充てるため、必要に応じ、参加料を徴することができる。

11 実施要綱

祭典の実施要綱は、本開催要綱に添い、概ね開催1年前に開催地都道府県が厚生労働省及び長寿センターと協議してこれを決定する。